

監事意見書

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I. 監査の方法の概要

財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施するとともに会計監査人から監査の実施状況及び監査結果についての説明を受けた。

II. 監査の結果

1. 財務諸表は法令等に従い適正に表示していると認める。

なお、注記事項-II. 重要な会計方針の変更 1.引当外賞与増加見積額に記載されているとおり、国立大学法人等業務実施コスト計算に「引当外賞与増加見積額」として 6,059 千円が計上されており、これによる前記事業年度までの方法に比べて、国立大学法人等業務実施コストが 6,059 千円減少しているが、当該変更是「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の変更によるもので正当な会計処理であることを認める。

2. 事業報告書は法令に従い適正に表示していると認める。

3. 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。

平成 20 年 6 月 20 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構

監 事

土井

潤



監 事

金木

清美

